この書面をよくお読みください。

2014年11月3日版

契約締結前の書面（投資助言）
（セントラルミラートレーダー口座）

（この書面は、金融商品取引法第３７条の３に基づき、契約締結前にお客さまに交付しなければならない「契約締結前の書面」です。）

商号：　セントラル短資ＦＸ株式会社
（英文社名　Central Tanshi FX Co., Ltd）
住所：　〒108-6314　東京都港区三田3－5－27
三田ツインビル西館14F
ＴＥＬ：０３－５４１９－３３００（代表）
ホームページＵＲＬ：http://www.central-tanshifx.com/

業務内容：金融商品取引業
（第一種金融商品取引業、投資助言・代理業）
登録番号：関東財務局長（金商）第 278 号

○投資顧問契約の概要

①投資顧問契約は、有価証券等の価値等の分析に基づく投資判断をお客さまに助言する契約です。当社の助言は、店頭外国為替証拠金取引において、自動売買取引（お客さまが取引方法をプログラム化したストラテジをその裁量で選択し、当該選択したストラテジに従って自動で行う売買取引）を行うにあたり、売買シグナル（ストラテジ）をお客さまに提供するものです。
セントラルミラートレーダーをご利用されるお客さまには、投資顧問契約を締結いただく必要があります。

②当社の助言に基づいて、お客さまが取引を行った成果は、すべてお客さまに帰属します。当社の助言は、お客さまを拘束するものではなく、店頭外国為替証拠金取引を強制するものではありません。取引の結果、お客さまに損害が発生することがあっても、当社はこれを賠償する責任は負いません。

○報酬等について

①投資顧問契約に基づき、セントラルミラートレーダー口座で取引が行われるたびに、お客さまから助言報酬をいただきます。

②投資助言に係る報酬額は、別紙に定めた「pips」に取引金額を乗じた金額となります。但し、それぞれの「pips」の実数は、対円通貨ペアの場合、１の位が小数第２位となり、外貨通貨ペアの場合は１の位が小数第４位となります。外貨通貨ペアの取引にかかる報酬額は、決済取引時点の当該外貨対円レートにより円貨相当額に換算されます。

○投資顧問契約に係るリスクについて

当社が、投資顧問契約に基づき助言を行う金融商品は、金利・通貨の価格・金融商品市場における相場その他の指標の変動により損失が生じる恐れがあります。

変動要因としては、有価証券等の価格変動リスク、金利や金融市場の変動リスク、十分な流動性の下で取引が行えない流動性リスク、有価証券等の発行体の信用リスク、および外貨建て資産に投資している場合には為替変動リスク等があります。

したがってお客さまの投資元本は保証されているものではなく、金融商品等の価値の下落により、投資元本を割り込むことがあります。

その他のリスクについては、当社ホームページ等に記載の「外国為替取引のリスク」をご確認ください。

○クーリング・オフの適用

この投資顧問契約は、クーリング・オフの対象になります。具体的な取り扱いは、次のとおりです。

※店頭外国為替証拠金取引は、クーリング・オフの対象ではありません。

①クーリング・オフ期間内の契約解除

当社と投資顧問契約を締結したお客さまは、内閣府令で定める場合を除き、契約締結時の書面を受けとった日から起算して１０日以内の期間であれば、ご自由に、書面により契約を解除することができます。また、当該契約の解除日は、お客さまがその書面を発信した日となります。

なお、契約解除がなされた場合でも、解除日までに行った助言に応じて算定した報酬額を当社は受領します。報酬の前払いがあるときは、前記で算定した報酬額を差し引いた残額をお返しします。また、契約解除に伴う損害賠償、違約金はいただきません。

契約解除の際、お客さまの未決済建玉が存在する場合は、お客さまに確認の上、口座内の全建玉を決済します。確認ができない場合には当社の基準で口座内の全建玉を決済し、お客さまの資金を FX ダイレクトプラス口座に振り替えます。いずれの場合でも決済の結果発生した損益はすべてお客さまに帰属します。

②クーリング･オフ期間経過後の契約解除

お客さまは、クーリング･オフ期間経過後、「投資顧問契約書」第8条第1項に基づき、当社の指定する様式および方法で契約を解除できます。

※①、②いずれにおいても、投資顧問契約が解除された場合、店頭外国為替証拠金取引にかかる口座も解約されます。口座内の資金をFXダイレクトプラス口座に振り替えた後、すべての店頭外国為替証拠金取引口座の解約手続きを行います。

○租税の概要

2012 年１月１日以降、個人のお客さまが行った店頭外国為替証拠金取引で発生した益金（売買による差益及びスワップポイントの収益）は、「雑所得」として申告分離課税の対象となり、確定申告をする必要があります。税率は、所得税が 15%、復興特別所得税*が所得税額×2.1%、地方税が５％となります。その損益は、差金等決済をした他の先物取引の損益と通算でき、また通算して損失となる場合は、一定の要件の下、翌年以降３年間繰り越すことができます。

法人のお客さまが行った店頭外国為替証拠金取引で発生した益金は、法人税に係る所得の計算上、益金の額に算入されます。

*復興特別所得税は、平成 25 年から平成 49 年まで（25 年間）の各年分の所得税

の額に 2.1%を乗じた金額（利益に対しては、0.315%）が、追加的に課税されるものです。

金融商品取引業者は、お客さまの店頭外国為替証拠金取引について差金等決済を行った場合には、原則として、当該顧客の住所、氏名、支払金額等を記載した支払調書を当該金融商品取引業者の所轄税務署長に提出します。 詳しくは、税理士等の専門家にお問合せ下さい。

○投資顧問契約の終了の事由

①クーリング・オフまたはクーリング・オフ期間経過後において、お客さまから契約の解除の申し出があった場合。
（詳しくは上記クーリング・オフの適用を参照ください。）
②お客さまが本契約、約款等の条項または記載内容のいずれかに違反した場合。
③お客さまが約款等の解約条項に該当した場合。
④お客さまが法令に違反した場合。
⑤お客さまが当社に提供した情報に虚偽があった場合。
⑥お客さまが当社の業務の運営または維持を妨げていると当社が判断した場合。
⑦お客さまが公租公課の滞納処分を受けた場合。
⑧お客さまが破産、特別清算、民事再生、会社更生その他の倒産手続きを申立て又は申し立てられた場合。
⑨当社が業務上、その他の理由により投資助言サービスに係る業務を終了した場合。
⑩その他の事情により、本契約を解約することがやむを得ないと当社が判断した場合。
※投資顧問契約の解除にあたっては、当社がご本人確認手続きを行ったうえで、すべての店頭外国為替証拠金取引口座を解約します。

○当社の概要

1　設立：2002年3月

2　資本金：1,319,650,000 円

3　役員の氏名：

代表取締役社長	松田 邦夫
常務取締役	阿草 龍二
常務取締役	和木 克己
取締役	須藤 博史
取締役	浦島 伸一郎
取締役	落合 伸一郎
取締役	原田 宏昭
常勤監査役	佐々木 時高
監査役	田村 浩三
監査役	倉都 康行

4　主要株主：セントラル短資株式会社／日短キャピタルグループ株式会社

5　分析などの業務を行う者
安藤　謙太郎、牧野　伸康

6　助言の業務を行う者
安藤　謙太郎、牧野　伸康

7　当社への連絡方法

代表電話	TEL.03-5419-3300 （平日　午前09：00～午後05：00）
カスタマーデスク	
TEL. 0120-30-8806	E-mail: support@central-tanshifx.com
お問い合わせフォーム：http://www.central-tanshifx.com/support/about/	
■ 口座開設済のお客さま	
○取引等に関するお問合せの方 平日 午前07：00～午後11：00 ※暗証番号が必要となります。	○ユーザーID・パスワードをお忘れの方 平日　午前07：00～午後11：00
■ 口座開設をご検討中のお客さま	平日　午前08：00～午後07：00
苦情受付窓口 お客さま相談窓口	
TEL. 0120-92-2788 （平日　午前09：00～午後05：00）	E-mail: compliance@central-tanshifx.com

8　加入する協会：一般社団法人金融先物取引業協会
一般社団法人日本投資顧問業協会

9　登録状況
当社の加入協会では、会員名簿を各協会事務局で自由にご覧になれます。また、関東財務局で、「金融商品取引業者登録簿」を自由にご覧になれます。

１０　当社の苦情処理措置について
（１）当社は、「苦情・紛争処理規程」を定め、お客様からの苦情等のお申し出に対して、真摯に、また迅速に対応し、お客さまのご理解をいただくよう努めています。
当社の苦情の申し出先は、上記７の苦情受付窓口のとおりです。また、苦情解決に向けての標準的な流れは次のとおりです。
①お客さまからの苦情等の受付
②社内担当者からの事情聴取と解決案の検討
③解決案のご提示・解決
（２）当社は、上記により苦情の解決を図るほかに、次の団体を通じて苦情の解決を図ることとしています。この団体は、当社が加入しています一般社団法人日本投資顧問業協会から苦情の解決についての業務を受託しており、お客さまからの苦情を受け付けています。この団体をご利用になる場合には、次の連絡先までお申

し出ください。

特定非営利活動法人　証券・金融商品あっせん相談センター（ＦＩＮＭＡＣ）	
電話番号	０１２０－６４－５００５（フリーダイヤル） （月～金/９：００～１７：００祝日等を除く）
ＵＲＬ	https://www.finmac.or.jp/html/form-soudan/form-soudan.html
東京事務所	〒103-0025　東京都中央区日本橋茅場町２－１－13 第三証券会館
大阪事務所	〒541-0041　大阪府大阪市中央区北浜１－５－５ 大阪平和ビル

同センターが行う苦情解決の標準的な流れは次のとおりです。詳しくは、同センターにご照会ください。

①お客さまからの苦情の申し立て
②会員業者への苦情の取り次ぎ
③お客さまと会員業者との話し合いと解決

１１　当社の紛争解決措置について

当社は、上記の特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センターが行うあっせんを通じて紛争の解決を図ることとしています。同センターは、当社が加入しています一般社団法人日本投資顧問業協会からあっせんについての業務を受託しており、あっせん委員によりあっせん手続きが行われます。当社との紛争の解決のため、同センターをご利用になる場合は、上記の連絡先にお申し出ください。

同センターが行うあっせん手続きの標準的な流れは次のとおりです。
詳しくは、同センターにご照会ください。

①お客さまからのあっせん申立書の提出
②あっせん申立書受理とあっせん委員の選任
③お客さまからのあっせん申立金の納入
④あっせん委員によるお客さま、会員業者への事情聴取
⑤あっせん案の提示、受諾

１２　当社が行う金融商品取引業の内容

当社が行う金融商品取引業の内容は、金融商品取引法第2条第22項に規定する店頭デリバティブ取引のうち同項第1号に規定する取引に該当する通貨の売買取引である店頭外国為替証拠金取引および同条第11項に規定する投資助言です。

１３　兼業業務：○外国為替証拠金取引トレードシステムの提供・運営
○外国為替の情報配信サービス
○外貨両替サービスの紹介

以上

「別紙」

当社が別途提供する店頭外国為替証拠金取引「ＦＸダイレクトプラス」の売買レートに対し、表の数値を加減算して「セントラルミラートレーダー」の売買レートとして提示します。すなわち、投資助言に係る報酬は、売買別の「pips」を取引金額に乗じた金額となります。

2013年11月11日

通貨ペア	売	買	単位
USD/JPY	0.80	0.70	pips
EUR/JPY	0.80	0.70	pips
EUR/USD	0.80	0.70	pips
GBP/JPY	0.80	0.70	pips
GBP/USD	1.10	1.10	pips
CAD/JPY	0.80	0.70	pips
USD/CAD	1.10	1.10	pips
AUD/JPY	0.80	0.70	pips
AUD/USD	1.40	1.30	pips
USD/CHF	1.20	1.20	pips
NZD/USD	1.40	1.30	pips
EUR/GBP	1.50	1.50	pips
NZD/JPY	0.80	0.70	pips
CHF/JPY	0.80	0.70	pips
EUR/CHF	2.60	2.60	pips
ZAR/JPY	1.00	1.00	pips
HKD/JPY	0.80	0.70	pips
GBP/CHF	2.10	2.10	pips
SGD/JPY	0.80	0.70	pips
AUD/CHF	1.50	1.50	pips
AUD/NZD	1.30	1.20	pips
NZD/CHF	1.50	1.50	pips
EUR/AUD	2.40	2.30	pips
GBP/AUD	3.00	3.00	pips

以上